

■平成22年度 議会改革特別委員会調査活動報告書

【1】シティミーティング／議会活動報告会

この取り組みは、昨年度（平成22年2月）、本市議会初の試みとして実施され、今年度は、その反省点等を踏まえながら、本特別委員会において、各班における設定テーマ範囲の拡大や、会議で寄せられた要望・意見等への対応方針、また、効果的な議会活動報告の方法などについて変更を加え、昨年11月に2度目となるシティミーティング／議会活動報告会が実施されたところである。

①今年度の開催状況（参加者総数87人）

●総務財政班

- *日時：平成22年11月11日（木） 19時00分～21時00分
- *場所：延岡市社会教育センター
- *テーマ：「都市間交流について」
- *相手方：延岡市PTA連絡協議会（10人）
延岡市海外派遣の会（11人）

●都市建設班

- *日時：平成22年11月11日（木） 18時30分～20時30分
- *場所：川中コミュニティセンター
- *テーマ：「今後の都市整備のあり方について」
- *相手方：宮崎県建築士会延岡支部（18人）

●経済環境班

- *日時：平成22年11月12日（金） 19時30分～21時45分
- *場所：延岡市社会教育センター
- *テーマ：「食を活かした観光振興について」
- *相手方：テーマに関係する11団体（22人）

●福祉教育班

- *日時：平成22年11月12日（金） 13時30分～15時30分
- *場所：延岡市中小企業センター
- *テーマ：地域福祉の推進について
- *相手方：延岡市民生委員児童委員協議会（26人）

②今後の対応

この取り組みは、実施した市民・団体から好評を得ており、「次回も開催してほしい」といった要望もあり、また、議会としても会議で出された貴重な意見をタイムリーに議会で質問・提言することができるなど、その効果が大きいことから、今後も引き続き取り組んでいくべきものである。

そのため、今後とも運営方法や内容を常に見直しながら、市民に理解されやすく、議会の政策形成機能強化が図られるよう、一層の充実を図っていく必要がある。

【2】議会広報の充実

（1）ホームページ・議会報の内容充実

i）ホームページの充実

議会のホームページに関しては、これまでも質問通告書や議案審議結果、各委員会の調査・活動報告、会議録検索などを掲載しながら、その充実を図ってきたが、今後ともさらに市民が議会情報を得やすい環境を整備するため、以下の項目について、掲載に向けた取り組みを推進していくことを決定した。

項目	内容等
議会だよりの掲載	現在発行されている議会だよりをPDF化し、ホームページへ掲載する。
請願・陳情に関する掲載	請願や陳情に関するページを新たに追加し、その提出方法や書式のダウンロードを可能とする。
議会改革取り組み紹介	現在の議会改革の取り組みについての情報発信を進めるため、内容の充実を図る。
議会ネット中継	議会での審議内容の情報発信をさらに充実させるため、現在のCATV中継放映に加え、ネット中継（録画配信）についても、費用面や技術面等を考慮しながら、今後、積極的な導入についての協議検討を進めていく。

ホームページに関しては、今後も充実した議会情報の積極的な発信に努めるとともに、更新時期についても、内容に変更があった場合はすみやかに更新し、適切な内容表示に努めていく。

ii）議会報（議会だより）の充実

議会報に関しては、これまでも限られた紙面の中で、情報発信に努めてきているが、今後は、議会内での審議状況をより分かりやすく知らせるためにも、必要に応じ、特集記事を掲載することや委員会での審査内容を掲載することなども行いながら、より市民が興味を抱く議会報づくりに努めていく必要がある。

（2）本会議・委員会の公開

議会における本会議・委員会の公開については、自由公開となっている本会議を除く、特に、制限公開によって運用されている委員会の公開を中心に検討を進めてきた。

委員会の公開に関しては、一般的に議案の審査や調査活動を詳細に行う場であることから、自由公開にはなじまないとする意見がある一方、情報公開が進む中で、完全公開を求める意見も多くなっている。

そのような中、これまで本市議会では、委員会を制限公開とはしているが、できるだけ住民に審査等の内容を知ってもらうための対応として、案件の内容や傍聴申

出の状況に応じた審査会場の変更などを実施することで、傍聴を制限したケースはほとんどない。

そのため、委員会の公開に関しては、今後も審査環境を第一に考え、現在の運用を保持しながら、傍聴についても十分配慮していくことが適当である。

またこのほか、会議の公開に関する協議の中では、議会傍聴規則について、表現や運用（携帯電話の取扱いなど）を現状に合わせておく必要があることから、所要の改正を行うこととした。

【3】政策研究グループ（議会基本条例の制定について）

本特別委員会では、これまで約4年間にわたり、先進地視察なども参考にしながら議会改革についての協議・検討を行ってきた。

その結果、現在、政策提言議員協議会の設置やシティミーティング／議会活動報告会の実施、議長選挙における立候補制導入などをはじめ、さまざまな取り組みが実現されてきたが、今後は、これまでの改革を基礎にして、さらに議員の質の向上を図り、また合わせて、議会としての市民に対する責任も明確にするための礎づくりが、ぜひとも必要であり、そのためにも本市議会としての議会基本条例を制定する必要がある。

議会基本条例を制定することは、行政へのチェック機能を充実させ、議員間の議論による議会の合意形成が図られ、議員の政策形成能力が育成され、議会改革の後退を防ぎ、議会への住民参加・協力の道を開くことにつながっていくものであることから、現在、全国の議会においてもかなりのペースで制定されている状況にある。

そのため、本特別委員会としては、次期改選後、構成される新たな議会において、議員間の合意形成が効果的に図られる体制づくりをすみやかに整備した上で、その後、十分な調査検討や議論を行いながら、議会の最高規範制定に取り組んでもらうことを全委員一致により確認したところである。